

みずほオートリース通信

2025年 5月号

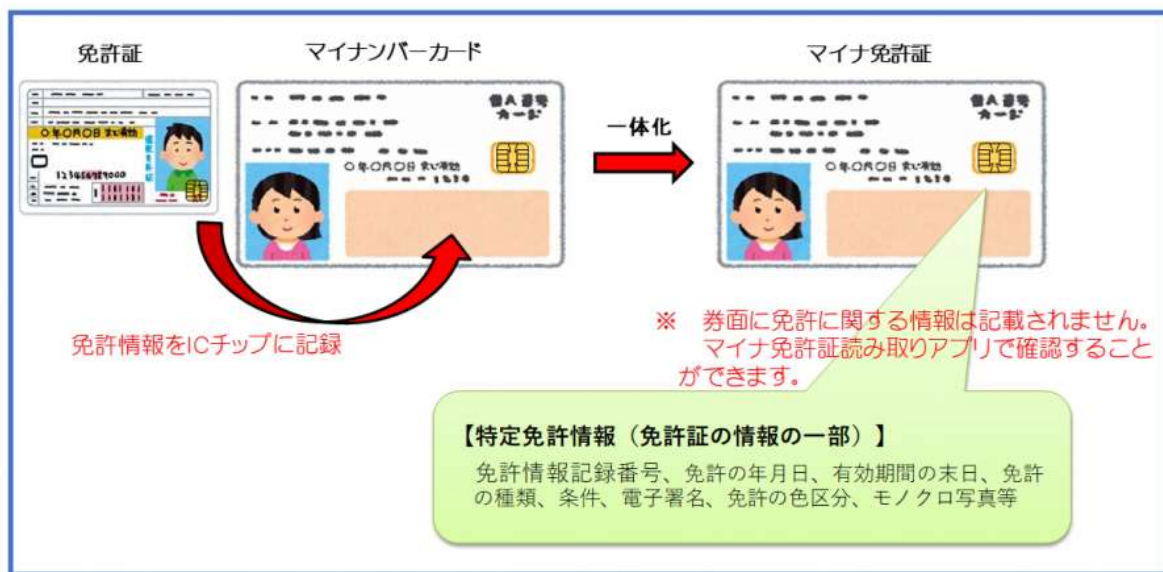
「マイナ免許証」の運用が始まりました

マイナ免許証って何ですか？

2025年3月24日からマイナンバーカードと運転免許証を一体化した「マイナ免許証」の運用が始まりました。

「マイナ免許証」はマイナンバーカードのICチップに免許証番号や免許証の有効期間、免許の種類など免許情報を記録したもので、外観はマイナンバーカードそのものです。新たに免許を取得する時や免許の更新時だけでなく、有効な免許証を保有している方が希望すれば、運転免許センターや警察署において免許情報をマイナンバーカードのICチップへ記録し、「マイナ免許証」として利用することができます。

尚、運転免許証とマイナンバーカードを一体化するためには、有効なマイナンバーカードが必要です。有効期間が過ぎているものやICチップが壊れているマイナンバーカードには免許情報を記録することはできません。



画像：長野県警察「マイナンバーカードと免許証の一体化について」より引用
<https://www.pref.nagano.lg.jp/police/menkyo/shiken/myna-menkyo.html>

注意事項

マイナンバーカードの券面には、免許情報（免許種別、有効期間など）が表記されないため、マイナ免許証に記録された免許情報を読み取る場合には、マイナポータルにログインするか、マイナ免許証読み取りアプリを利用する必要があります。

マイナンバーカードとマイナ免許証の有効期間は異なります。前述の通りマイナ免許証の有効期間は券面に表記されないため、有効期間切れ（失効）に注意が必要です。

運転免許証の持ち方や「マイナ免許証」メリットは？

既にマイナンバーカードをお持ちの方は、次の3通りの免許証の持ち方が可能です

1. 運転免許証のみ持つ

マイナンバーカードと運転免許証を一体化せず、それぞれを個別で保有します。
今まで通りです。

2. マイナ免許証のみ持つ

マイナンバーカードと運転免許証を一体化し、今持っている免許証を返納します。
本人確認書類が1枚に集約され管理がしやすくなります。ただし、注意事項で説明したように、券面に有効期間が表記されないため失効に注意が必要です。
また、マイナ免許証を紛失した場合は、まず市町村役場でマイナンバーカードの再発行を受け、その後警察でマイナンバーカードのICチップに免許情報を記録する手続きを行いますので、その間1週間程度は車両の運転ができなくなります。

3. マイナ免許証と運転免許証を両方持つ(2枚持ち)

マイナンバーカードと運転免許証を一体化した上で、今持っている免許証は返納せず引き続き保有する。どちらか一方を紛失しても運転は継続できます。

「マイナ免許証」のメリットはなんですか？

◆ 免許更新時にオンライン講習の受講が可能です(優良・一般運転者のみ)

マイナ免許証を保有し必要な手続きをとった人は、運転免許証更新の際に受講する必要がある講習をオンラインで受講が可能です。都合の良い時間、場所で講習を受講でき、更新にかかる時間が短縮できます。

◆ 住所変更手続き等のワンストップサービスが受けられます(マイナ免許証のみ保有の場合)

マイナ免許証を保有している人が住所変更ワンストップサービス等の利用同意手続きを行うことにより、市区町村の窓口でマイナンバーカードの氏名、生年月日及び住所を変更すると、別途警察や運転免許センターへの届け出は不要になります。

注) 条件により得られるメリットが異なりますので、詳細等についてはデジタル庁などのWEBサイトをご確認願います。

出典：警視庁及び長野県警察HPの「マイナ免許証」についての告知より引用
<https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/faq/koutuanzen/mynumber.html>
<https://www.pref.nagano.lg.jp/police/menkyo/shiken/myna-menkyo.html>

みずほリースグループのEVソリューションのご案内

EVO^{マル}と[®]

EV導入は単なるガソリン車両からの入替えではなく、お客様毎に最適な運用、充電管理、エネルギーマネジメント等が必要となります。

みずほリースグループでは「EVO^{マル}とサービス(読み: イーブイ・マルとサービス)」を通じて、お客様の課題に対してワンストップのサービスをご提供いたします！

詳しくは弊社営業担当者にお問い合わせください。